



東地中海地域ニュース

トルコ：EU加盟交渉・刑法第301条改正案可決に対するEUの反応（5月1日付現地各紙）

4月29日、8時間にわたる国会本会議での審議の末、「トルコ性への侮辱」を罪とする規定する刑法第301条改正案が賛成250票、反対65票で可決された。同条項は言論の自由を制限するとしてEUから改正を求められていたものであり、トルコのEU加盟における障害の一つとみなされていた。

1. 主な改正点として、「トルコ性」及び「共和国」という文言がそれぞれ「トルコ国民」及び「トルコ共和国国家」に変更された。可決された改正案によれば、同条項に基づく捜査には法務大臣の許可が必要となる。今後、同条項は、ギョル大統領に送られ、同大統領が承認の差し戻しの判断を下すことになる。

2. EUの反応

(1) Amadeu Altafaj Tardio 欧州委員会報道官の発言

この度、トルコ刑法第301条改正案が国会で可決されたことは、刑法における類似条項の改正をも予見させる歓迎すべき前進である。今後トルコ政府は、国民に完全な言論の自由を保障するため、同法の適用面での改善に力を注がなければならない。

(2) ラゲンディク・トルコEU共同議長

今回の改正案は、トルコの内政状況を考慮すれば、許容可能な妥当（acceptable compromise）である。最終的には、刑法301条が削除されるべきでと考える。また、刑法における類似条項の改正と共に、301条により訴追されている全ての裁判が中止されるようトルコ政府の一層の努力を期待する。